

公益財団法人日本ハンドボール協会公認審判員規程

(審判員の級)

第1条 (公財)日本ハンドボール協会(以下本協会という)公認審判員は、審判技術によってA・B・C・Dの4つの級に分ける。原則として、資格はD級から与えられる。

(審判員の年齢制限)

第2条 公認審判員の資格は満16歳以上とする。

- 2 全日本大会、日本ハンドボールリーグ大会、および各ブロック協会・連盟主催の大会に選出される公認審判員については、定年制を設ける。満50歳の誕生日を迎えた年度の、3月31日をもって定年とする。各都道府県大会などにおいては、この限りでない。

ただし、A級・B級公認審判員は、満53歳の誕生日を迎えた年度の3月31日を期限として、ブロック大会まで担当できることとする。

(D級の申請)

第3条 D級を申請する者は、所定の公認D級審判員申請書に、別表1の審査料、認定料他をそえて各都道府県ハンドボール協会(以下各県という)審判委員会に申請する。

(D級の審査と資格取得)

第4条 各県審判委員会は、D級申請者を審査し認定する。認定された者は、その年度の4月1日にさかばって公認D級審判員の資格を取得したものとする。

(D級の登録)

第5条 各県審判委員会は、公認審判員認定者名簿(D級用)を1部作成し、別表の認定料他をそえて本協会に毎年3月1日から3月31日までに報告する。

本協会は、公認審判員認定者名簿(D級用)に登録番号を記入し、コインとともに各県審判委員会へ送付する。

各県審判委員会は、各審判員に登録番号を知らせるとともに、コインを渡すことによって公認審判員として本協会に登録されたことを通知する。また、本協会から各県審判長に送付された公認審判員認定者名簿(D級用)の写しを各ブロック審判長に送付する。

(上級申請の要件)

第6条 上級を申請する場合には、次の要件が満たされていなければならない。

- (1) C級の審査を受ける場合には、D級を取得してから満1年を経ているなければならない。(申請時には満1年を経ているなくてもよい)。
- (2) B級の審査を受ける場合には、C級を取得してから満2年を経ているなければならない。(申請時には満2年を経ているなくてもよい)。C級を取得してから30試合以上の公式競技の審判を担当し、さらにブロック大会を経験していなければならない。
- (3) A級の審査を受ける場合には、B級を取得してから満2年を経ているなければならない。(申請時に

は満2年を経ているなくてもよい)。B級を取得してから50試合以上の公式競技の審判を担当し、さらに全日本大会あるいは10試合以上のブロック大会を経験していなければならない。

(4) 各級公認審判員は、審判講習会または研修会に年1回以上出席していなければならない。

(5) 公認審判員手帳(以下手帳という)に、審判を担当した試合と出席した講習会・研修会について、正しく記入していなければならない。

(C級の申請)

第7条 C級を申請する公認審判員は、所定の公認C級審判員申請書に手帳と別表1の審査料・認定料をそえて各県審判委員会に提出する。各県審判委員会は、提出された公認C級審判員申請書と手帳の記入内容を確認し、審査料・認定料とともに、各県審判長の推薦書をそえて、各ブロック審判長に申請する。

(C級の審査と登録)

第8条 各ブロック審判長は、C級申請者を審査して認定する。手帳に必要事項を記入・押印し、各県審判委員会へ返送することにより、C級審判員として認定されたことを通知する。

各ブロック審判長は、公認審判員認定者名簿(C級用)を1部作成し、認定料をそえて本協会に毎年5月31日までに報告する。本協会は、公認C級審判員として登録する。

(A級・B級の申請)

第9条 A級・B級を申請する公認審判員は、所定の公認A・B級審判員申請書に手帳と別表1の審査料をそえて各県審判委員会に提出する。各県審判委員会は、提出された公認A・B級審判員申請書と手帳の記入内容を確認し、押印の上、審査料とともに各ブロック審判長に提出する。各ブロック審判長は、提出された公認A・B級審判員申請書と手帳の記入内容を確認し、審査料とともに各ブロック審判長の推薦書をそえて本協会に申請する。申請の時期は毎年11月1日から12月25日までとする。

(A級・B級の審査と登録)

第10条 A級・B級の審査は本協会が定める会場において、書類審査、実技試験、筆記試験、体力試験によって行う。

A級・B級の審査に合格した公認審判員は、別表1の認定料を指定された期日までに本協会に納入する。本協会は、公認A級・B級審判員として登録する。

(認定料)

第11条 各級公認審判員に認定された場合には、別表1の認定料を日本協会に納入しなければならない。

(審査の回数)

第12条 A級・B級・C級の審査は年1回とする。D級については、申請時に審査を行う。

(手帳の検査)

第13条 手帳は、指定された期日までに日本協会に提出し、検印を受けなければならない(提出の方法は各県で一括し、提出者の名簿を添付すること)。

(終身審判員)

第 14 条 競技の発展と審判技術の向上のために、後進の指導や大会の管理などの任にあたることを目的として、本協会は終身審判員の制度を設ける。

終身審判員の資格は、A 級・B 級を取得して定年を迎えた後、各県から推薦された公認審判員に与えられる。各県は、毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までに所定の終身審判員申請用紙に記入の上、本協会に申請する。

登録者には、終身審判員章(金バッジ)を贈り、終身審判員名簿にその名を記録する。終身審判員登録料は 10,000 円(1 年間のグランド会員会費)で、次年度より年間会費 3,000 円を納入する。

(審判員の登録)

第 15 条 各級公認審判員は、下記によって登録を行わなければならない。

(1)登録の期日

毎年 5 月 20 日までに行わなければならない。

(2)登録料

各級公認審判員の登録料は、毎年 3,000 円とする。国際審判員は、さらに 2,000 円増額する。

D 級については、公認審判員申請時は第 3 条に従い、次年度より毎年 3,000 円を納入する。

(3)登録の手続き

各県ごとに一括し、登録者の名簿(所定の様式)1 部を作成し、本協会に提出する。

本協会審判委員会は、必要な手続きの後、登録証を返送する。

(4)資格の消失

登録を行わない場合には、公認審判員の資格を失う。

(講習会・研修会)

第 16 条 各級公認審判員は、本協会または各ブロック・各県・各連盟が主催する審判講習会または研修会に年 1 回以上出席しなければならない。

(終身審判員・各級審判員の大会管理の資格)

第 17 条 終身審判員および各級公認審判員は、次の大会を管理することができる。

(1)終身審判員 国際競技を含むすべての競技

(2)A 級 国際競技を含むすべての大会

(3)B 級 ブロック大会

(4)C 級 各都道府県大会

(各級公認審判員の資格)

第 18 条 各級公認審判員は、次の競技の審判を担当することができる。

(1)A 級 国際競技を含むすべての競技

(2)B 級 国際競技以外のすべての競技

(3)C 級 ブロック大会・各都道府県大会の競技

(4)D 級 各都道府県大会の競技

(全日本大会審判員)

第 19 条 全日本大会の審判員として参加する場合、各全日本大会の審判員は、大会前日に開催される審判会議・研修会に必ず出席しなければならない。

(審判員の服装と審判着)

第 20 条 全日本大会審判員と日本ハンドボールリーグ大会審判員は、本協会制定のブレザー(夏季は半袖制服)とネクタイを着用しなければならない。また、公認審判員は本協会が認定した審判着を着用しなければならない。

(資格の審査)

第 21 条 次の項に該当する場合、公認審判員としての資格を審査される。

- (1) 満 2 年以上審判担当または大会管理から遠ざかった場合(ただし、A 級については別に審査される)
- (2) 本協会競技者資格規程に反した場合、あるいは懲罰規定に触れる行為のあった場合。
- (3) 公認審判員としてふさわしくない言動のあった場合。
- (4) 審判講習会・研修会などに無届で欠席した場合。
- (5) 指定に期日までに手帳を提出しなかった場合(更新など)

(変更)

第 22 条 手帳の記載事項に変更があった場合には、日本協会に連絡しなければならない。

- (付) この規程は昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は昭和 59 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規程は平成 5 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規程は平成 6 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規程は平成 11 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規定は平成 12 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規程は平成 14 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規程は平成 16 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規程は平成 18 年 4 月 1 日より一部改正する。
この規程は平成 18 年 6 月 17 日より一部改正する。
この規程は平成 26 年 4 月 1 日より一部改正する。

別表 1

級	審 査 料	認 定 料	備 考
D 級	1,000 円 (各県)	2,000 円	認定料にはコイン代 1,000 円*を含む 他、審判員用品代が必要
C 級	1,000 円 (ブロック)	1,000 円	

B級	4,000 円	3,500 円 認定料には、ワッ ペン代 1,500 円*を 含む	審査料は、	ブロック	500 円
A級	5,000 円			日本協会	3,500 円
			審査料は、	ブロック	500 円
				日本協会	4,500 円

* 審判員用品(コイン、ワッペン、審判手帳、笛、カード、バッグなど)には別途消費税が掛かる。

1. 新会員登録制度により、新たな登録システムが採用される。

- (1) 国際・A級・B級・C級・D級の公認審判員は毎年都道府県ごとに名簿を作成し、本協会に送付する。
- (2) A級・B級・C級・D級の公認審判員の年間登録料は3,000 円である。国際審判員の年間登録料は5,000 円である。終身審判員の年間会費は3,000 円である。
- (3) D級については各都道府県申請時に、第3条および別表1に従い納入し、次年度から年間登録料3,000 円を納入する。
- (4) 各級公認審判員ならびに終身審判員で、他に役員・指導者等に関係している場合は、それぞれに登録し、登録費もそれぞれに支払うことになる。

付 則

- ・平成 11 年 4 月 1 日付則制定
- ・平成 12 年 4 月 1 日付則一部改正
- ・平成 18 年 6 月 17 日付則一部改正
- ・平成 26 年 4 月 1 日不足一部改正